

# 旅館業法・公衆浴場法上のサウナ室の状況

令和8年1月29日  
保健医療審議会資料  
保健所生活衛生課

- 旅館業法 対象：10施設（サウナ室数26）
  - 公衆浴場法 対象：20施設（サウナ室数42）
- ⇒ 非常用ブザーがなく、かつ、ドアノブ式の2室を財政支援する。

国が法令等で非常用ブザーの必置の規制を設けない場合、市独自にルールを設ける方向

		非常用ブザー			
		あり		なし	
ドアノブ	あり	旅館業法 <b>0</b>	公衆浴場法 <b>3</b>	財政支援 旅館業法 <b>2</b>	公衆浴場法 <b>0</b>
	なし	旅館業法 <b>6</b>	公衆浴場法 <b>28</b>	旅館業法 <b>18</b>	公衆浴場法 <b>11</b>

# 旅館業法に基づく許可施設におけるサウナに関する調査の結果について

- ✓ 調査対象218施設全てから回答を取得し、うちサウナを有する施設は22施設
- ✓ 22施設中10施設は既に公衆浴場法に基づき立入調査済み、残る12施設について順次立入調査を実施中
- ✓ 12施設中、2施設は休業中のため営業再開時に調査を実施
- ✓ 現在10施設の調査が終了、結果は以下に示す通り

	調査総数（サウナ室数）	非常用ブザー	
<b>調査済10施設</b> ※10室は休止中のため調査結果から除外している。	<b>26</b> （うちドアノブ式：2）	あり： <b>6</b> （うちドアノブ式：0）	なし： <b>20</b> （うちドアノブ式：2）
<b>うち高温サウナ</b>	<b>23</b> （うちドアノブ式：0）	<b>5</b> （うちドアノブ式：0）	<b>18</b> （うちドアノブ式：0）
<b>うち低温サウナ （ミスト、スチーム式）</b>	<b>3</b> （うちドアノブ式：2）	<b>1</b> （うちドアノブ式：0）	<b>2</b> （うちドアノブ式：2）

- ✓ 非常用ブザーのない5施設20室は、いずれも1～2人用の小規模なサウナ室です。一部ドアノブ式の施設もありました。

# サウナを有する公衆浴場の立入検査の結果について

	立入総数（サウナ室数）	非常用ブザー	
公衆浴場法20施設 （ほか休業中1）	42（うちドアノブ式：3）	あり：31（うちドアノブ式：3）	なし：11（うちドアノブ式：0）
うち高温サウナ	33（うちドアノブ式：1）	29（うちドアノブ式：1）	4（うちドアノブ式：0） ※2室は室外に非常用ブザー、 1室は常時音声モニタリング
うち低温サウナ （岩盤浴、ミスト式）	9（うちドアノブ式：2）	2（うちドアノブ式：2）	7（うちドアノブ式：0）
【別計上】貸切タイプ	42室中3（うちドアノブ式：0）	0（うちドアノブ式：0）	3（うちドアノブ式：0）

- ✓ 高温サウナで非常用ブザーがない4室のうち、他の安全設備もない1室については、早急な改善を指導しました。現在、事業者において非常用ブザーの設置を検討中であり、改善されるまでの間、施設の巡回を増やして対応することを確認しています。